大阪府医師会(公印省略)

地域医療構想の進め方について

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

地域医療構想については、「地域医療構想の進め方について」(令和4年3月24日付医政発0324第6号厚生労働省医政局長通知。令和4年4月7日付府医発にてご案内)が発出されております。本通知は、日本医師会役員も参画している第8次医療計画等に関する検討会における「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」等を踏まえ、追加的に留意いただく事項をとりまとめたものです。

貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 都道府県における地域医療構想の実現に向けた PDCA の取組

都道府県は、地域医療構想の実現に向けて、毎年度、対応方針の策定率等を目標としたPDCAサイクルを通じて推進することとする。

- (1) 年度目標の設定について、対応方針の策定率が 100%に達していない場合は対応方針の策定率 を目標とし、策定率が100%に達している場合は、実施率を目標とする。また、病床機能報告を報告していない医療機関に対して、報告をするよう求める。
- (2) 地域医療構想の進捗状況の検証について、病床機能報告と将来の病床数の必要量がデータの特性だけでは説明できない差異がある構想区域は、要因の分析及び評価を行い、その結果を公表し、後述(3)の対応をする。
- (3) まずは非稼働病棟等の影響が考えられる場合は、地域医療構想調整会議において非稼働の理由と、今後の運用見通しに関する説明を求めること等を行い、この対応で不十分と認められる場合は、構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議を行い、具体的課題を明確化した上で当該課題を解決するための年度毎の工程表を策定し公表する。その上でなお不十分の場合は、上述の調整会議の意見を踏まえ、必要な対応を行う。

2. 再編検討区域について

厚生労働省より、重点支援区域の申請の要否を判断するまでの支援として、再編の検討の初期段階における複数医療機関の再編を検討する区域(「再編検討区域」)の支援を行う。支援対象は、複数医療機関の再編(単一医療機関の再編は対象外)とし、地域医療構想調整会議や都道府県に対して、重点支援区域の申請の要否を判断するためのデータ提供や資料作成の支援を行う。

なお留意事項として、支援を実施していることにつき厚生労働省は公表しないこと、再編の議論はあくまで地域医療構想調整会議の自主的な議論によること、全ての都道府県に対して申請の意向を聞くことを予定している。

3. その他

都道府県ごとの検討状況については、今後、厚生労働省の地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ等に報告することとしており、その議論の状況については適宜情報提供していく。

【担当】

大阪府医師会 地域医療 1 課 (TEL:06-6763-7012)